

## 神栖市子育て応援ギフトカタログ掲載品協力事業者募集要領

令和6年4月1日  
福祉部こども家庭課

### 1 目的

この要領は、子育て世帯に支給する、子育て応援ギフトカタログの掲載品協力事業者を募集することを目的とする。

### 2 掲載品の選定基準

#### (1) 金額

送付にかかる費用等（品代、梱包代、配送代、消費税等全て含む）を含めて、2,500円、5,000円、7,500円、10,000円、15,000円のいずれかで提供できる品物等の単品や詰め合わせ。

#### (2) 内容

妊産婦や乳幼児の子育てに役立つ品物等であること。

#### (3) 品質

- ア 数量が確保でき、年間を通して取り扱えるもの。
- イ 短期間の場合は取扱期間が明確に出来るもの。
- ウ 安全・安心なもので、配送しても品質が保てるもの。

### 3 協力事業者について

- (1) 茨城県内及び神栖市に隣接する市町村に本社・事業所・工場などがある法人又は個人事業者であること。
- (2) 各種法令に基づいて生産、製造、販売等を行う者であること。
- (3) 次のような取扱いが可能であること。
  - ア 注文や連絡のための手段（メールまたはFAX）がある。
  - イ 注文により、申込者へ直接配送を行うことができる。
  - ウ 代金等の支払いで、口座振り込みができる。
  - エ 連絡先等の掲載（インターネット含む）が可能であること。
  - オ 申込者からの苦情に対し、誠意ある対応をすること。
  - カ 協力事業者側に責任があると認められる苦情については、協力事業者による負担で、代替品を提供すること。
- (4) 神栖市が契約する子育て応援ギフトカタログ管理等業務受託者において、商品等の取扱について契約できること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 市内に事業所等を有する者は、市納税義務に対し完納していること。

#### 4 協力事業者登録に係る申し込み等

協力事業者として登録を希望する者（以下「登録希望者」）は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 神栖市子育て応援ギフトカタログ掲載品協力事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 登録希望者の概要がわかる書類等（名称・所在地・代表者名・資本金・業務内容等）
- (3) 掲載品として選定を希望する品物等の概要（名称・仕様・特徴・マニュアル等）がわかる書類等及び写真（画像データ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### 5 掲載品の追加・変更・廃止

協力事業者が掲載品を追加・変更する場合には、当該掲載品を変更・追加しようとする1ヶ月前までに、廃止しようとする場合には、速やかに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 神栖市子育て応援ギフトカタログ掲載品登録変更申請書（様式第2号）
- (2) 掲載品として選定を希望する品物等の概要（名称・仕様・特徴・マニュアル等）がわかる書類等及び写真（画像データ）
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### 6 協力事業者の取りやめ

協力事業者が協力事業者の登録の取りやめを行う場合には、神栖市子育て応援ギフトカタログ掲載品協力事業者辞退届（様式第3号）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

#### 7 協力事業者の取り消しについて

市長は、協力事業者が下記に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 掲載品に関する品質の基準を満たさなくなった場合
- (2) 市の基準を満たさなくなった場合
- (3) その他の事情により本事業に相応しくないと認められる場合

#### 8 協力事業者及び掲載品の決定等

- (1) 協力事業者及び掲載品は、上記掲載品の選定基準に基づき応募内容等を審査し、可否を決定する。
- (2) 協力事業者の登録の可否は、登録希望者へ通知するものとする。

#### 9 募集期間

令和3年4月1日（木）から随時

## 10 提出方法

郵送または電子メール

※ 但し、電子メールの場合はメールの表題を「ギフトカタログ掲載品協力事業者募集」とし、登録申請書等（別紙様式）については、代表者の印の押印のある登録申請書等の画像をPDF等にして送信すること。なお、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

## 11 提出先

神栖市福祉部こども家庭課

神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福社会館 別館2階

Tel 0299-90-1205

E-mail kids@city.kamisui.ibaraki.jp

## 12 個人情報の取扱いについて

配送先として依頼する申込者の個人情報については、厳重に管理するとともに、当事業の使用目的以外に使用することはできない。また、協力事業者でなくなった後においても、同様の取扱いとする。

## 附 則

令和6年4月1日 組織名称変更に伴い一部改正